

実務情報
Series 2025 6

2025^{年度版}

税制改正 早わかりハンドブック

とくぎん
SUCCESS CLUB

はじめに

2025年度の税制改正法案が3月に可決・成立しました。“賃上げと投資が牽引する成長型経済”への移行を促進、さらなる発展を主な目的として、法人税に関しては中小企業者等の法人税軽減税率の見直し、中小企業経営強化税制の拡充、地域未来投資促進税制の見直しおよび適用期限の延長などが盛り込まれています。

所得税に関しては、103万円の壁の引上げや、特定親族特別控除の創設、子育て支援に関する政策税制などが盛り込まれました。

本冊子では、中小企業に影響を及ぼす内容を中心に、2025年度の税制改正について解説します。

※本冊子は、2025年4月30日時点の情報に基づいています。

【執筆】

税理士事務所タカジム
公認会計士・税理士

高橋 良和



たかはし よしかず

公認会計士として監査法人、外資系企業に勤務後、独立。法人税、消費税、資金繰り、経営・財務分析、Excelを使った経理業務の効率化、ITの導入を得意とする。著書に『最強の経理実務Excel教本』がある。

実務情報 Series CONTENTS

2025年度版 税制改正早わかりハンドブック

I. 法人税	3
1. 中小企業者等の法人税軽減税率の特例延長と見直し／2. 中小企業経営強化税制の拡充・延長／3. 中小企業投資促進税制の適用期限延長／4. 地域未来投資促進税制の見直し・延長／5. 防衛特別法人税の創設／6. オペレーティング・リースに係る損金算入処理／7. リース譲渡益等の延払基準の特例廃止／8. 所有権移転外リース資産の減価償却方法の変更／9. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	
II. 所得税	9
1. 物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応／2. 子育て支援に関する政策税制／3. 退職所得控除の調整規定等の見直し／4. 企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額の引上げ／5. NISA制度の利便性向上	
III. 消費税、その他	13
1. 外国人旅行者向け免税制度の見直し／2. 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等の見直し	
IV. 2025年度 主要税制改正項目一覧	15

I. 法人税

1. 中小企業者等の法人税軽減税率の特例延長と見直し（一部中小企業は増税）

▶ポイント

- ・中小企業向けの法人税の軽減税率15%の適用期限が2年延長されます
- ・年間所得が10億円超の中小企業については、従来15%だった軽減税率が17%に引き上げられます

▶適用対象期間

2025年4月1日から2027年3月31日までの間に始まる事業年度で適用されます

▶背景

中小企業の軽減税率は、リーマンショック後の景気対策として導入された期間限定の制度でした。経営環境が改善し収益が向上する会社が出てくる一方で、近年の中小企業は物価高騰や人件費の上昇に直面しており、税制面でのコスト負担の軽減が引き続き求められています。

今回の税制改正では、軽減税率による中小企業の支援を継続しつつも、所得の多い一部企業には相応の税負担を求める見直しが行なわれることになりました。

▶制度の内容

資本金1億円以下の中小企業の所得800万円以下の部分には15%の税率が適用されてきました。

▶改正内容

所得10億円超の中小企業の所得800万円以下の部分に適用される軽減税率が、15%から17%に引き上げられます（図表1）。

2. 中小企業経営強化税制の

拡充・延長

（減税）

▶ポイント

- ・中小企業経営強化税制の適用期限が、2年延長されます
- ・高成長中小企業向けに特例措置が拡充され、建物も減税対象資産に追加されます

▶適用対象期間

2025年4月1日から2027年3月31日までの間に始まる事業年度で適用されます

▶背景

日本では中堅企業ひいては大企業へ成長する中小企業の数が少ないことが課題とされています。政府は中堅・大企業の目安となる“売上高100億円超”の企業を1つでも多く創出することを目指し、中小企業の思い切った設備投資を税制面から後押しし、中堅・大企業への仲間入りを促しています。

そこで導入されたのが、中小企業経営強化税制です。2025年度税制改正では、さらなる投資効率の向上と投資規模の拡大のため、要件の見直し（明確化）と投資対象の拡大を図っています。

■図表1 中小企業者等の法人税軽減税率の特例延長と見直し（増税） 色字が改正部分

所得10億円以下の中小企業

法人の所得	税率
所得800万円超の部分	23.2%
所得800万円以下の部分	15%

—現行制度から変更なし—

所得10億円超の中小企業

法人の所得	税率
所得800万円超の部分	23.2%
所得800万円以下の部分	17%

▶ 制度の内容

中小企業が「経営力向上計画」を策定し所管大臣（経済産業大臣、農林水産大臣など）の認定を受けたうえで、計画に基づいて設備を取得・稼働させることで、税制上の優遇措置を受けることができます。

また、導入する設備が企業にもたらす効果によって、図表2のように分かれています。

▶ 改正内容

制度の枠組みに変更はありませんが、

- 投資効率の向上と投資規模の拡大のため要件の明確化
- 重複する類型の廃止

- 投資対象の拡大

などの改正が加えられました（図表3）。

3. 中小企業投資促進税制の適用期限延長

(一)

▶ ポイント

- 機械装置などを購入した際に、即時償却または税額控除が受けられる中小企業投資促進税制が2年延長されます

▶ 適用対象期間

2025年4月1日から2027年3月31日までに事業のために使用している設備が対象です

■ 図表2 中小企業経営強化税制の概要（改正後）

要件：

類型	要件
A 類型 (生産性向上設備)	旧モデルと比較して生産性（①単位時間当たり生産量、②歩留まり率、③投入コスト削減率のいずれか）が平均1%以上向上する設備 具体的には、機械装置（160万円以上）、測定工具・検査工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）などが該当
B 類型 (収益力強化設備)	投資利益率が年平均7%以上となる投資計画に基づく設備 具体的には、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアなどが該当 売上高100億円超を目指す企業（一定の要件を満たす企業）は、建物・建物附属設備（合計1,000万円以上）も該当
D 類型 (経営資源集約化設備)	修正ROA（総資産利益率）または有形固定資産回転率が一定割合以上となる投資計画に基づく設備が対象

税制上の優遇措置：以下の2つから選択

即時償却	設備の取得価額全額を取得年度の経費として計上できる
税額控除	取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）を法人税額から控除できる

※ B 類型の建物・建物附属設備

即時償却	給与増加率2.5%以上：取得額の15%、給与増加率5%以上：取得額の25%
税額控除	給与増加率2.5%以上：取得額の1%、給与増加率5%以上：取得額の2%

■ 図表3 中小企業経営強化税制の拡充・延長

類型（改正後）	内容（改正前）	内容（改正後）
A 類型 (生産性向上設備)	生産性が平均1%以上向上する設備	「生産性」の指標を明確化 ①単位時間当たり生産量（例：時間当たりの生産数） ②歩留まり率（例：投入原料に対する良品の割合） ③投入コスト削減率
B 類型 (収益力強化設備)	投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に基づく設備 —	投資利益率の要件を年平均7%に引上げ 売上高100億円超を目指す企業には、建物および建物附属設備を対象に追加
C 類型 (デジタル化設備)	デジタル技術を活用して事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備が対象	廃止（他の支援策との重複を避けるため）

▶背景

中小企業は地域経済の重要な担い手ですが、少子高齢化による労働力人口の減少や原材料価格の上昇、人手不足といった課題に直面しています。

こうした厳しい経営環境のなかで、中小企業の生産性向上を目的とした設備投資を後押しするため、中小企業投資促進税制が導入されました。2025年度税制改正では、人手不足や物価高に対応しつつ中小企業の設備投資を促進するため、適用期限が2年延長されています。

▶制度の内容

一定の要件を満たす設備を購入した場合、税制上の優遇措置を受けることができます(図表4)。

▶改正内容

対象となる法人について一部見直しが行なわれましたが、基本的な仕組みに変更はなく適用期限が2年延長されます。

■図表4 中小企業投資促進税制の適用期限延長要件：

対象事業者	中小企業者等（資本金1億円以下の法人など）
対象となる設備	機械・装置（1台160万円以上）、測定工具・検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）、貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）、内航船舶（取得価格の75%）

税制上の優遇措置：以下の2つから選択

特別償却	取得価額の30%を取得年度の経費として計上できる
税額控除	取得価額の7%を法人税額から控除できる（資本金3,000万円以下の法人に限る）

4. 地域未来投資促進税制の見直し・延長 (減税)

▶ポイント

- ・地域未来投資促進税制が、適用要件と税制優遇措置を見直したうえで、3年延長されます
- ・特に重要な分野で10億円以上の大型投資に

は新たな税制優遇措置が上乘せされます

▶適用対象期間

2028年3月31日まで延長されます

▶背景

地域ごとの強みや資源を活かした「稼ぐ力」のある産業を育てることが、日本全体の成長につながると考えられています。特に地方では人口減少や企業の撤退などにより経済の縮小傾向が続いており、地域経済の自立的成長を促すための投資を後押しする仕組みが求められています。

そこで地域の中核企業が新たな設備投資や事業拡大に踏み出せるよう支援するため、地域未来投資促進税制が設けられました。

2025年度税制改正では、地域経済への波及効果を高めるため、設備投資要件や生産性向上要件などが見直されています。

▶制度の内容

地域未来投資促進税制は、都道府県から承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて、企業が新たな設備投資を行なった場合に、特別償却や法人税の税額控除を受けられる制度です(次頁図表5)。

▶改正内容

2025年度税制改正では、大型投資向けの特別措置を創設するとともに従来の類型の簡素化が図られ、制度をわかりやすく整理したうえで適用期限が3年延長されました。

また、先進性の基準が緩和され、制度利用のハードルが一部軽減された一方で、投資規模や減価償却費割合などの要件は引き上げられ、より成長性の高い投資が対象となるように見直されています(次頁図表6)。

5. 防衛特別法人税の創設

(増税)

▶ポイント

- ・「防衛特別法人税」が新設されます
- ・税額は「(法人税額－500万円)×4%」です
※法人税額が500万円を超えなければゼロ

■図表5 地域未来投資促進税制の概要（改正後）

1. 通常類型 要件：

設備投資額	設備投資額が1億円以上
	設備投資額が前年度減価償却費の25%以上
先進性	先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること
成長性	売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の市場規模の伸び率より5%以上高い
労働生産性	旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上
	労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上

2. 上乗せ類型A 要件：通常類型の要件+以下の①②③（③は③-1から③-3のいずれか1つ）

①労働生産性	労働生産性の伸び率5%以上*、かつ、投資収益率が5%以上
②付加価値	付加価値額1億円以上創出
③	③-1 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
	③-2 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出
	③-3 地域経済の成長と発展に特に資する業種に該当、かつ、設備投資額が10億円以上

3. 上乗せ類型B 要件：通常類型の要件+以下の①～⑦ ※地域未来投資促進法で規定する中小企業者は4%以上

①労働生産性	労働生産性の伸び率5%以上*、かつ、投資収益率が5%以上
②付加価値	付加価値額1億円以上創出
③付加価値額増加率	直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
④平均付加価値額	直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出
⑤経営力	産業競争力強化法上の特定中堅企業で経営力の確認を受けている
⑥パートナーシップ構築宣言	パートナーシップ構築宣言の登録を受けている
⑦設備投資額	設備投資額10億円以上

4. 税制上の優遇措置 ※地域未来投資促進法で規定する中小企業者は4%以上
(機械装置・器具備品)：以下の2つから選択

特別償却	取得価額の35%（上乗せ類型A・Bでは50%）を取得年度の経費として計上できる
税額控除	取得価額の4%（上乗せ類型Aでは5%、Bでは6%）を法人税額から控除できる（法人税額等の20%相当額が限度）

(建物・建物附属設備・構築物)：以下の2つから選択

特別償却	取得価額の20%を取得年度の経費として計上できる
税額控除	取得価額の2%を法人税額から控除できる（法人税額等の20%相当額が限度）

■図表6 地域未来投資促進税制の見直し・延長

		改正前（～2025.3.31）	改正後（2025.4.1～2028.3.31）
適用期限		2025年3月31日	2028年3月31日
制度名称/枠組み		基本枠/上乗せ枠（先進性）/特別枠（サプライチェーン等）	通常類型/上乗せ類型A/上乗せ類型B
通常類型/ 基本枠	投資額	2,000万円以上	1億円以上
	減価償却費比率	投資額が前年度減価償却費の20%以上	投資額が前年度減価償却費の25%以上
	生産性等	労働生産性：基準以上	労働生産性：4%以上or投資収益率：5%以上等
	特別償却率	40%	35%
	税額控除率	4%	4%
サプライチェーン類型		海外に生産拠点が集中している製品の国内製造を促進し、地域経済への波及効果を高めることを目的に創設	廃止
上乗せ類型 A/上乗せ枠	主な追加要件	先進性確認（国）、賃上げ表明	投資額(10億円以上等)、生産性&収益率5%(中小4%)以上、付加価値1億円創出等（類型①②③あり）
	特別償却率	50%	50%（建物等20%）
	税額控除率	5%	5%（建物等2%）
上乗せ類型 B/特別枠	主な追加要件	生産性・付加価値8%以上、継続賃上げ、国の確認等	投資額10億円以上、特定中堅企業+経営力確認+宣言、高度要件達成（A①②+生産性等5%以上）等
	特別償却率	50%	50%
	税額控除率	6%	6%

▶適用対象期間

2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用される予定です

▶背景

近年の国際情勢の急激な変化によって日本の安全保障環境が不安定化し、防衛力強化が避けられなくなっています。

国際情勢は今後さらに変化することが予想されるため、新たな財源を確保し防衛力強化を継続的に実現するため「防衛特別法人税」が導入されることになりました。

▶制度の内容

防衛特別法人税額 = (法人税額 - 500万円) × 4 %

※法人税額が500万円以下の場合は課税されない

6. オペレーティング・リースに係る 損金算入処理 (一)

▶ポイント

- オペレーティング・リース取引において、契約に基づき支払う金額のうち、債務が確定した部分を確定日の属する事業年度の損金として算入することが明確化されました

▶適用対象期間

2025年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます

▶背景

新リース会計基準では、オペレーティング・リース取引もオンバランス処理（使用権資産およびリース負債の計上）となりましたが、税務上は引き続きオフバランス処理（賃貸借処理）を継続しており、会計と税務で処

理方法が異なるため、企業の実務に過度な負担が生じていました。2025年度税制改正では、損金算入時期を明確にすることで税務処理の統一が図られています。

▶改正内容

2025年度税制改正では、図表7のように変更されています。

7. リース譲渡益等の 延払基準の特例廃止 (一)

▶ポイント

- リース取引における収益認識基準の1つである「延払基準の特例」が廃止されます
- 現行契約については2027年3月末までは従来の方法での計上が可能です

▶適用対象期間

- 2025年4月1日以後に開始する事業年度から延払基準が廃止されます
- 2025年4月1日より前にリース譲渡を行なった法人については、2027年3月31日以前に開始する事業年度まで、延払基準を適用することが可能です
- 2025年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度において、延払基準の適用をやめた場合は繰延リース利益額を5年均等で収益計上することが可能です

▶背景

リース譲渡益等の延払基準は、リース料の受取時に売上高と売上原価を計上する方法で、リース取引における収益と費用の計上基準の特例として導入されました。

リース取引の収益認識を実際のキャッシュフローに合わせることで、企業の財務状況を

■図表7 オペレーティング・リースに係る損金算入処理

改正項目	改正前の内容	改正後の内容
損金算入時期の明確化	オペレーティング・リース取引において契約に基づき支払う金額のうち、損金として算入する時期が不明確	オペレーティング・リース取引において、契約に基づき支払う金額のうち、債務が確定した部分を、その確定日の属する事業年度の損金として算入することが明確化された ※売上原価や完成工事原価に算入すべき費用、固定資産の取得に要した費用および繰延資産となる費用は除く

より正確に反映させるメリットがありました
が、国際的な会計基準との整合性を図るため
に新リース会計基準が策定され、延払基準に
よる収益認識が認められなくなりました。

▶ 制度の内容

リース譲渡益等の認識基準について、現行
の法人税法では、

- 原則（発生主義）：リース資産の引渡し時
に、譲渡損益を一括で計上する
- 延払基準（特例）：リース料の受取りに応
じて、収益と費用を分割して計上する

の2つの方法が認められています。

▶ 改正内容

2025年度税制改正では、上記の延払基準が
廃止されました。

8. 所有権移転外リース資産の 減価償却方法の変更

(減税)

▶ ポイント

- 所有権移転外リースで取得した資産の減価
償却について、残価保証額を控除せず取得
価額全体をリース期間で償却することがで
きるようになります

▶ 適用対象期間

- 2027年4月1日以後に締結される所有権移
転外リース契約に適用されます

▶ 背景

所有権移転外リースは、契約終了後も資産
の所有権が借手に移らない取引です。税務上
は、借手が資産を完全に消費するわけではな
く、価値が残るものとされてきました。

新たに公表されたリース会計基準において
は、所有権の移転に関係なく、ファイナンス・リース取引はすべて借手の資産として認識されます。

2025年度税制改正では、こうした会計基準
の考え方に合わせ、残価保証額を控除しない
償却方法に見直されました。

▶ 制度の内容

所有権移転外リースで取得した資産につい

ては、「取得価額－残価保証額」を償却対象
額として定額法で、リース期間を耐用年数と
して減価償却されています。

▶ 改正内容

2025年度改正により、償却対象額が取得価
額（全額）とされます。

なお、償却方法は定額法、耐用年数はリース期間とすることに変更はありません。

9. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） の延長

(一)

▶ ポイント

- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
を利用できる期間が3年延長されます
- 寄附活用事業の適切な実施を確保するため、
報告手続きの強化や寄附を行なった企業名
の公表などが求められます

▶ 適用対象期間

- 2028年3月31日まで延長されます

▶ 背景

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
は、地域経済の活性化を目的として企業が地
方公共団体の地方創生プロジェクトに寄附を
行なう際に税制上の優遇措置を受けられる制
度です。

近年、活用事例が増加する一方で、寄附者
である企業が寄附金を活用した事業に直接関
与し利益を得るといった不適切な事例が発生
していました。

2025年度税制改正では、このような課題に
対応するため、寄附活用事業のチェック機能
の強化や透明性の向上が図られました。

▶ 制度の内容

国が認定した地方公共団体の地方創生プロ
ジェクト（地域再生計画に基づく事業）に対
して企業が寄附を行なった場合に、自治体か
ら発行される寄附の受領証をもとに税務申告
することで、法人関係税（法人税、法人住民
税、法人事業税）から税額控除などの税制優
遇を受けられます（図表8）。

■図表8 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

項目	内容	
要件	寄附額	1回あたり10万円以上
	寄附先	本社が所在しない地方公共団体
	経済的利益の禁止	寄附に対する直接的な見返りは禁止
手続き	1. 地方公共団体が国の認定を受けた地域再生計画を策定 2. 企業が認定計画に基づいて寄附を実施 3. 地方公共団体から受領証が発行される 4. 確定申告で受領証を添付し、税制優遇を申請	
税制優遇措置	・損金算入：寄附額の全額を損金算入可能 ・税額控除：寄附額の最大6割が法人関係税から控除可能	
		法人住民税：寄附額の4割（税額の20%が上限） 法人税：法人住民税で控除しきれない分を最大1割（税額の5%が上限） 法人事業税：寄附額の2割（税額の20%が上限）

▶改正内容

2025年度税制改正では適用期限が3年延長され、2028年3月末まで継続されます。

あわせて、寄附活用事業の適切な実施を確保するため、事業の実施状況を国へ報告する義務や、寄附企業名の公表、契約相手の選定結果の開示が制度に加わり、透明性と公正性が強化されました。

また、認定取消し後の再申請に2年間の制

■図表9 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の改正

	改正前	改正後
チェック機能	義務なし	地方公共団体が事業終了後に確認書類を内閣総理大臣に提出
透明性の向上	法人名の公表規定なし	条件を満たす場合、寄附企業名を公表
契約手続きの公正性	公表義務なし	契約相手方の選定結果を公表
認定取消し後の再申請	制限なし	認定取消し後、2年間は再申請不可

限が設けられました（図表9）。

Ⅱ. 所得税

1. 物価上昇局面における税負担の調整 および就業調整への対応（減税）

▶ポイント

- 合計所得金額が2,350万円以下の個人について、基礎控除額が現行の48万円から58万円～95万円に引き上げられます
- 給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、課税されない給与収入の上限が103万円から160万円に拡大されます
- 19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合、当該親族の合計所得金額が一定額以下であれば、新たに最大63万円の控除が適用されます

▶適用対象期間

2025年以後の所得税について適用されます

▶背景

基礎控除額や給与所得控除額が固定されている現行制度の下では、近年の物価上昇に伴って実質的な税負担が増す傾向にあります。

特に所得の少ない世帯では賃金が上がっても控除額が変わらないため、税負担が重くなっています。また、大学生年代の子どもを持つ家庭では、子どもの所得が一定額を超えると扶養控除が受けられなくなるため、進んで働くことを避ける「就業調整」が行なわれることも課題とされてきました。

2025年度税制改正では、このような課題に対応するための措置が講じられることになりました。

■図表10 基礎控除額、給与所得控除額の改正

改正項目	改正前		改正後			
基礎控除	納税者本人の合計所得金額	控除額	納税者本人の合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	48万円	2025・2026年分	2027年分以後	58万円	
			132万円以下			95万円
			132万円超336万円以下	88万円		
			336万円超489万円以下	68万円		
			489万円超655万円以下	63万円		
			655万円超2,350万円以下	58万円		
	2,350万円超2,400万円以下		48万円			
	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円		
	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円		
2,500万円超		0円	2,500万円超	0円		
給与所得控除の最低保障額	55万円		65万円			

■図表11 特定親族特別控除（仮称）の創設

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※特定親族＝①19歳以上23歳未満、②生計を一にしている、③配偶者、青色事業専従者等でない、④控除対象扶養親族でない、のすべてを満たす者

■図表12 子育て支援に関する政策税制

改正項目	改正前	改正後
住宅ローン控除	一般世帯の借入限度額：3,000万円～4,500万円	認定住宅で5,000万円、ZEH水準住宅で4,500万円、省エネ基準適合住宅で4,000万円まで借入限度額を引上げ
住宅リフォーム税制	子育て対応リフォームの控除制度は2024年まで	子育て対応リフォームに対する所得控除の適用期限を2025年末まで延長
生命保険料控除	一般生命保険料控除の上限：年間4万円	23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除の上限が6万円に拡充

▶改正内容

物価上昇に伴う実質的な税負担の増加や、特定の所得層における就業調整の問題に対応するため、次の措置が講じられました。

- ・基礎控除額、給与所得控除額の改正(図表10)
- ・特定親族特別控除（仮称）の創設（図表11）

2. 子育て支援に関する政策税制

(減税)

▶ポイント

- ・子育て世帯や若者夫婦世帯に対し、住宅ローン控除の借入限度額が引き上げられます
- ・子育て対応のリフォームを行なう場合、標準的な工事費用相当額の10%（最大控除額25万円）を所得税から控除する措置が延長されます
- ・23歳未満の扶養親族を有する場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の限度額が6万円に引き上げられます

▶適用対象期間

- ・住宅ローン控除の借入限度額の引上げ、子育て対応リフォームの控除制度は、2025年分の所得税まで適用されます
- ・一般生命保険料控除の上限引上げは、2026年のみの時限措置です

▶背景

少子化という社会全体の課題に対応し、次世代を担う子どもたちの育成を社会全体で支える必要性が高まっています。

一方で、子育て世帯や若者夫婦世帯に向けた住宅取得や生活支援の従来の税制措置は、経済的負担の軽減や将来への安心を支えるには十分とはいえませんでした。

そこで、2025年度税制改正では子育て世帯の住環境を整え家庭の収入を支えることで、住まいや生活の安定を後押しするための改正が行なわれています。

▶改正内容

2025年度税制改正では、図表12のような改

正が行なわれました。

3. 退職所得控除の 調整規定等の見直し (増税)

▶ポイント

- 退職所得控除の計算における勤続年数の重複排除期間の対象が「4年以内」から「9年以内」に延長されます
- 確定拠出年金（DC）の一時金に関する「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間が10年に延長されます
- 会社から退職金をもらうすべての人について、税務署に退職所得の源泉徴収票を提出することが義務化されます

▶適用対象期間

2026年1月1日以後の退職所得から適用されます

▶背景

近年、働き方の多様化やiDeCo・企業型DCなど私的年金制度の普及により、退職金の受取り方が多様化しています。その結果、勤続年数に基づく退職給付が複数回にわたって支給され、その都度退職所得控除が適用されることで、税負担が過度に軽減される可能性が生じています。

また、現行制度では一部の退職金について税務署への情報提供が義務付けられておらず、支給履歴の把握が不十分でした。

2025年度税制改正では、このような制度の変化と課題を踏まえ、課税の公平性確保の観点から退職金制度を見直すための改正を行っています。

▶改正内容

2025年度税制改正では、図表13・14の改正が行なわれました。

■図表13 退職所得控除の計算における勤続年数の重複排除期間延長（色字が改正部分）

■退職所得控除の計算 勤続年数：全体の勤続年数－過去9年以内の退職所得控除の計算で使った勤続年数

- 勤続年数が20年以下：40万円 × 勤続年数（最低80万円）
- 勤続年数が20年超：800万円 + 70万円 ×（勤続年数 - 20年）

改正項目	改正前の内容	改正後の内容
勤続年数の重複排除期間	過去4年以内の退職所得控除の計算で使った勤続年数	過去9年以内の退職所得控除の計算で使った勤続年数

（計算例）・60歳＝勤続35年で確定拠出年金（DC）の一時金受取り
・65歳＝勤続40年で退職金を受け取る予定

		改正前	改正後
60歳で確定拠出年金の一時金受取り		800万円 + 70万円 × (35年 - 20年) = 1,850万円	変更なし
65歳で退職金受取り	勤続年数の重複排除の考え方	前回の退職金の受取りから5年 → 「4年以内」ではない → 勤続年数の重複排除の調整なし → 勤続年数40年で退職所得控除を計算	前回の退職金の受取りから5年 → 「9年以内」 → 前回の退職金の受取りで使った勤続年数（＝35年）を重複分として今回の計算からは除外 → 勤続年数5年で退職所得控除を計算
	計算	800万円 + 70万円 × (40年 - 20年) = 2,200万円	40万円 × (40年 - 35年) = 200万円

■図表14 退職所得控除に関連する規定の見直し

改正項目	改正前	改正後
「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間延長	7年	10年
退職所得の源泉徴収票の提出義務の拡大	居住者である役員	すべての居住者

4. 企業型確定拠出年金（企業型DC）・ 個人型確定拠出年金（iDeCo）の 拠出限度額の引上げ（減税）

▶ ポイント

- 企業型DCの拠出限度額が月額55,000円から62,000円に引き上げられました
- iDeCoの拠出限度額が企業年金の有無にかかわらず月額62,000円に拡大されました
- 自営業者等のiDeCo拠出限度額が月額68,000円から75,000円に増額されました

▶ 適用対象期間

未定

▶ 背景

近年、少子高齢化の進行や年金制度の持続可能性に対する不安を背景に、自身で老後資金を準備したいと考える人が増えてきています。一方で、現行の確定拠出年金（DC）制度では、企業型と個人型を併用する場合などで掛金の合計額に制限があり、十分な積立が難しくなっていることが課題とされていました。また、会社員に比べて年金制度の保障が手薄な自営業者などについても、拠出限度額の水準がインフレや所得水準の変化に追いついていないとの指摘がありました。

そこで、働く人の立場にかかわらず、より柔軟かつ公平に老後資金を積み立てられる制度を実現するため、拠出限度額の引上げが行なわれることになりました。

▶ 改正内容

2025年度税制改正では、企業型DCおよびiDeCoの拠出限度額が、図表15のように引き上げられます。

5. NISA制度の 利便性向上（減税）

▶ ポイント

- 金融機関変更後、即日でNISA口座の買付けが可能となります
- つみたて投資枠におけるETFの最低取引単位が1,000円以下から1万円以下に引き上げられ、より多くのETFがつみたて投資枠で利用可能となります
- NISA口座開設後の所在地確認手続きが廃止されます

▶ 適用対象期間

未定

▶ 背景

NISA制度は2024年から「恒久化・非課税期間無期限・大幅な投資枠拡充」が行なわれ、個人による長期投資の基盤として大きく生まれ変わりました。

一方で、制度の運用においては「金融機関の切替時に買付けできない」「ETFは1口単位の購入に制限」「口座開設後の手続きが煩雑」など、実際の運用現場での不便さが残っており、制度の利用率や継続率を下げる一因となっていました。

■ 図表15 企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

改正項目	区分	改正前（月額）	改正後（月額）
企業型DCの拠出限度額を引上げ	企業型DC（企業年金なし）	55,000円	62,000円
iDeCoの拠出限度額を企業年金の有無にかかわらず月額62,000円に統一	iDeCo（企業年金なしの第2号被保険者）	23,000円	62,000円
	iDeCo（企業年金ありの第2号被保険者）	20,000円	62,000円（企業年金等の掛金相当額を控除）
自営業者等（第1号被保険者）のiDeCo拠出限度額を引上げ	iDeCo（第1号被保険者）	68,000円	75,000円
60歳以上70歳未満の一定の条件を満たす者のiDeCo加入を可能とし、その拠出限度額を月額62,000円に設定	iDeCo（60歳以上70歳未満の一定の条件を満たす者）	加入不可	62,000円
企業型DCのマッチング拠出において加入者掛金が事業主掛金を超えてはならないとする要件を廃止	企業型DCのマッチング拠出	加入者掛金が事業主掛金を超えてはならない	要件を廃止

2025年度税制改正では、こうした“使いにくさ”を解消し、制度の使いやすさと実務の合理性のバランスをとるための変更を行なっています。

▶ 改正内容

2025年度税制改正ではNISA制度の利便性向上のため、図表16のような改正が行なわれています。

■ 図表16 NISA制度の利便性向上

改正項目	改正前	改正後	改正の効果
金融機関変更時の買付け	税務署の確認完了後（1～2週間後）に買付け可能	変更手続きの実施日に即日で買付け可能	変更手続きのタイミングを柔軟に選べる
ETFの最低取引単位	1,000円以下	1万円以下	つみたて投資枠で利用可能なETFの選択肢が増す
所在地確認手続き	口座開設後10年経過時等に所在地確認が必要	所在地確認手続きを廃止	手続きの簡素化が図られるが、住所変更等があった場合は速やかに金融機関へ届け出る必要あり

Ⅲ. 消費税、その他

1. 外国人旅行者向け免税制度の見直し

(一)

▶ ポイント

- 購入時に消費税を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に、消費税相当額を返金する方式に変更されます（リファンド方式）
- 一般物品と消耗品の区分を廃止し、購入上限額や特殊包装の要件も撤廃されます
- 高額商品のシリアルナンバー等の情報提供が義務付けられ、別送制度が廃止されます

▶ 適用対象期間

- リファンド方式の導入および関連制度の見

直しは、2026年11月1日から適用されます
・別送による免税制度は、2025年3月31日をもって廃止されました

▶ 背景

外国人旅行者向け免税制度は、外国人旅行者に対する消費税の免除を通じてインバウンド消費を促進する制度ですが、近年、不正利用や免税店の業務負担増加といった問題が顕在化していました。

2025年度税制改正では、これらの課題に対応するために、免税制度の改正が行なわれました。

▶ 改正内容

2025年度税制改正では、図表17のような改正が行なわれています。

■ 図表17 外国人旅行者向け免税制度の見直し

改正項目	改正前	改正後	改正による効果
免税方式の見直し	購入時に消費税が免除される（免税価格で販売）	購入時に税込価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に消費税相当額を返金（リファンド方式）	免税品が日本国内で転売されるのを防ぐ、制度の信頼性向上
免税対象物品の範囲の見直し	一般物品と消耗品に区分、消耗品には購入上限額や特殊包装要件あり	区分を廃止し、消耗品の購入上限額・特殊包装要件を撤廃	制度の簡素化と免税店の事務負担軽減
免税販売手続きの見直し	高額商品の情報提供義務なし、別送制度あり	高額商品のシリアルナンバー等の情報提供を義務化、別送制度を廃止	転売防止と透明性向上
輸出物品販売場の許可要件の見直し	免税店の区分（一般型・手続委託型）あり、要件が複雑	区分を廃止し、許可要件を見直し	免税店の参入ハードル低下、制度運用の効率化
基地内輸出物品販売場制度の廃止	基地内での免税販売が可能	基地内免税販売制度を廃止	実態の少ない制度を整理し、制度の一本化
免税購入対象者に対する即時徴収および罰則の整備	免税対象者による不正購入に対する徴収・罰則が不十分	不正利用者に対する即時徴収や罰則の整備	制度悪用の抑止と公平性確保

2. 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等の見直し

(一)

▶ ポイント

- 無対価の非適格合併等における調整勘定の算定方法が明確化され、税務上の取扱いが統一されました
- 対価省略型の非適格合併等において、資産超過で資産評定が行なわれていない場合の処理方法が適正化されました

▶ 適用対象期間

2025年4月1日以後に行なわれる非適格合併等が対象になります

▶ 背景

現行制度では、実際にはお金のやり取りや

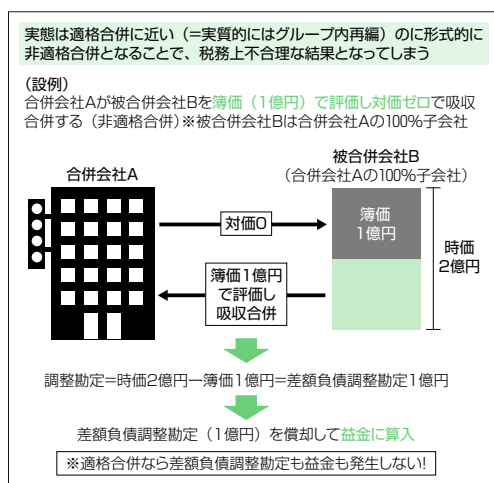
負担がほとんどないグループ内の再編であったとしても、税務上は調整勘定を損金として償却できる仕組みになっていたため、不公平な節税ができてしまうという可能性がありました（図表18）。

さらに、非適格合併に分類され合併会社に資産の評価替えを行なうかどうか委ねられる場合に、資産の再評価を行わないケース（簿価で受け入れるケース）では、税務処理に恣意性が入り込みやすく、公平性や予見可能性の面で問題があるとされていました（図表19）。

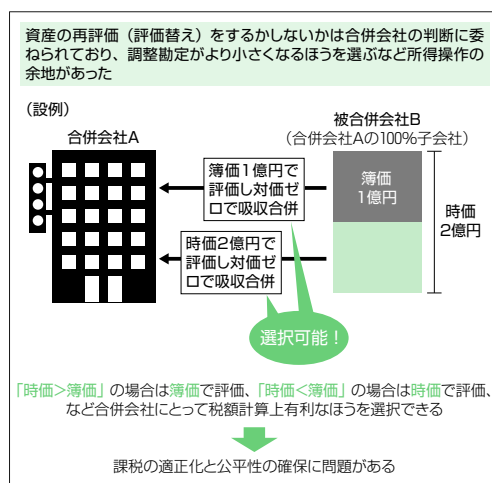
▶ 改正内容

2025年度税制改正では、非適格合併等における税務処理の適正化を図るため、厳格化、明確化などの改正が行なわれています（図表20）。

■ 図表18 現行制度の問題点1



■ 図表19 現行制度の問題点2



■ 図表20 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等についての見直し

改正項目	改正前	改正後	改正による効果
無対価非適格合併等に関する資産調整勘定の厳格化・明確化	無対価の非適格合併等における調整勘定の算定方法が不明確で、合併会社側の任意・恣意的な評価により、資産調整勘定が計上されるケースあり	• 第三者評価や合理的な算定プロセスを含む「一定の資産評定」（＝適切な時価評価）がなければ資産調整勘定の計上ができない • 調整勘定の金額は、資産・負債に関しての合理的な時価評価を行なったうえで算定することが明示された	税務処理の明確化と実務の簡素化
対価省略型非適格合併等における処理方法の適正化	合併法人が、簿価評価または時価評価を任意に選択できたため、課税所得の調整が可能であった	• 原則として時価評価により資産を受け入れることが求められる（取得資産の価額を明確にする） • 資産・負債の差額を資本金等の額の増加とすることで、差額負債調整勘定の計上を不要とし、益金算入を回避	合併法人による恣意的な評価選択を排除し、課税の適正化と公平性の確保を図る

IV. 2025年度 主要税制改正項目一覧

税目	項目	主な改正内容	適用対象期間	増税 (↑) 減税 (↓)
法人税	中小企業者等の法人税軽減税率の特例延長と見直し	適用期限を2027年3月31日まで2年延長。ただし、以下の見直しを実施 ・所得金額が年10億円を超える事業年度について、800万円以下部分の税率を17%に引上げ ・グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする	2025年4月1日以後開始事業年度から適用	一部 中小法人 (↑)
	中小企業経営強化税制の拡充・延長	適用期限を2027年3月31日まで2年延長 対象設備の追加 ・売上高100億円超を目指す中小企業が作成する投資計画に基づき、新たに建物およびその附属設備（取得価額1,000万円以上）を追加 税制措置の拡充 ・建物およびその附属設備に対し、特別償却（給与増加割合に応じて15%または25%）または税額控除（同1%または2%）を適用 その他 ・A類型（生産性向上設備）およびB類型（収益力強化設備）の指標を見直し ・C類型（デジタル化設備）を廃止	2025年4月1日から適用	(↓)
	中小企業投資促進税制の適用期限延長	適用期限を2年間延長し、2027年3月31日までに取得・事業供用した設備が対象 農地所有適格法人における「みなし大企業」の判定方法を見直し、一定の承認会社が過半数株式を保有する場合、その株式を除外して判定	2025年4月1日から適用	(-)
	地域未来投資促進税制の見直し・延長	適用期限を2028年3月31日まで3年延長 通常枠の特別償却率を35%に引下げ 上乗せ措置の適用要件を見直し、以下の要件を追加 ・労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上 ・創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ・事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ・創出される付加価値額が3億円以上 ・自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 等 サプライチェーン類型の廃止 上乗せ措置の対象設備に新たな類型を追加	2025年4月1日から適用	(↓)
	防衛特別法人税の創設	納税義務者：各事業年度の所得に対して法人税を課される法人 課税標準：所得税額控除や外国税額控除等を適用しないで計算した法人税額（基準法人税額）から500万円の基礎控除額を差し引いた金額 税率：課税標準に対して4% 税額控除：外国税額控除等が適用可能	2026年4月1日以後開始する事業年度から適用	(↑)
	オペレーティング・リースに係る損金算入処理	契約に基づき支払う金額のうち、債務が確定した部分の金額を、その確定日の属する事業年度の損金として算入することが明確化された	2025年4月1日以後の取引から適用	(-)
	リース譲渡益等の延払基準の特例廃止	延払基準の特例が廃止され、リース資産の引渡し時に譲渡損益を一括で計上することが義務付けられる 経過措置： ・2025年4月1日前にリース譲渡を行なった法人が、2027年3月31日以前に開始する事業年度において行なったリース譲渡については、従来の延払基準による収益および費用の計上が認められる ・2025年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度において、延払基準の適用をやめた場合には、繰延リース利益額を5年平均等で収益計上することができる	2025年4月1日以後に締結される契約から適用	(-)
	所有権移転外リース資産の減価償却方法の変更	残価保証額を取得価額から控除せず、リース期間定額法により1円（備忘価額）まで償却可能となった	2027年4月1日以後に締結された契約から適用	(↓)
	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	寄附対象事業の実施にあたって地方公共団体のチェック機能と透明化を強化。加えて適用期限を3年延長（2028年3月末まで） 再申請に係る欠格期間（2年間）を創設	2025年4月1日から適用	(-)
	物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応	・基礎控除：合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を48万円→58万円～95万円に引上げ ・給与所得控除：最低保障額を55万円→65万円に引上げ ・特定親族特別控除（仮称）の創設	2025年分から適用	(↓)
所得税	住宅ローン控除	認定住宅で5,000万円、ZEH水準住宅で4,500万円、省エネ基準適合住宅で4,000万円まで借入限度額を引上げ	2025年分まで適用	(↓)
	住宅リフォーム税制	子育て対応リフォームに対する所得控除の適用期限を2025年末まで延長	2025年分まで適用	(↓)
	生命保険料控除	23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除の上限が6万円に拡充	2026年のみの時限措置	(↓)
	退職所得控除の調整規定等の見直し	過去3年以内に老齢給付金の一時金を受給している場合、その期間を退職所得控除の勤続期間に含めず、二重控除を防止。さらに、退職所得申告書の保存期間を7年→10年に延長	2025年分から適用	(↑)
	企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	企業型：制度の併用有無に応じ最大月額6万2,000円に拡大 個人型：第1号被保険者は月額7万5,000円、第2号は最大6万2,000円まで引上げ	(未定)	(↓)
	NISA制度の利便性向上	・金融機関変更時の買付け：変更手続きの実施日に即日で買付け可能 ・ETFの最低取引単位：1万円以下 ・所在地確認手続き：所在地確認手続きを廃止	(未定)	(↓)
	外国人旅行者向け免税制度の見直し	・購入時に税込価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に消費税相当額を返金（リファンド方式） ・一般物品と消耗品の区分を廃止し、消耗品の購入上限額・特殊包装要件を撤廃 ・高額商品のシリアルナンバー等の情報提供義務化、別送制度を廃止 など	2026年11月1日から適用	(-)
消費税その他	無対価非適格合併等に関する資産調整勘定の厳格化・明確化	・第三者評価や合理的な算定プロセスを含む「一定の資産評定」（＝適切な時価評価）がなければ資産調整勘定の計上ができない ・調整勘定の金額は、資産・負債の合理的な時価評価を行なったうえで算定することが明示された	2025年4月1日から適用	(↑) (↓)
	対価省略型非適格合併等における処理方法適正化	・原則として時価評価により資産を受け入れることが求められる（取得資産の価額を明確にする） ・資産・負債の差額を資本金等の額の増加とすることで、差額負債調整勘定の計上を不要とし、益金算入を回避		(-)